

つくばみらい市訓令第 9 号

つくばみらい市未熟児訪問指導の実施に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市未熟児訪問指導の実施に関する要綱（平成 25 年 3 月 27 日訓令第 4 号）の一部を改正する訓令

つくばみらい市未熟児訪問指導の実施に関する要綱の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条」を「法第 19 条」に改める。

第 8 条の見出し中「報告」の次に「及び請求」を加え、同条第 1 項を次のように改める。

委託助産師は、訪問指導が完了したときは、速やかに指導票に関連事項を記入し、市長に提出しなければならない。

第 8 条第 2 項中「委託助産師は、訪問指導が完了したときは、指導票及び報告票に関連事項を記入し、訪問指導を行った日の属する月の翌月 7 日までに市長に提出しなければならない。」を「委託助産師は、委託料を訪問が完了した日の属する月の翌月 10 日までに、市長に請求するものとする。」に改め、同項ただし書を削る。